

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3017号)

令和5年9月26日

横 情 審 答 申 第 3017 号

令 和 5 年 9 月 26 日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年10月6日健こ第1288号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）のうち、自立支援医療診断書（精神通院医療用）2021年2月24日発行」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）のうち、自立支援医療診断書（精神通院医療用）2021年2月24日発行」の個人情報に非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）のうち、自立支援医療診断書（精神通院医療用）2021年2月24日発行」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年9月1日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第37条第2項の規定に基づき非訂正としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報は、令和3年3月3日に横浜市長に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第53条第1項の規定に基づき、自立支援医療（精神通院医療）（以下「精神通院医療」という。）の支給認定の申請書類として提出されたものである。その利用目的は支給認定のためであり、当該申請については同年4月22日付で不認定の処分を行っている。

既に不認定の処分が決定していることから、たとえ本件訂正請求の内容のとおり訂正したとしても、判定内容が見直されるわけではなく、利用目的の達成に必要な範囲内とは認められないと考え、非訂正とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、本件保有個人情報の訂正を求める。

- (2) 「訂正をしない理由」の中で、非訂正とする根拠法令を示さず、不当極まりない決定である。
- (3) 本件保有個人情報とは令和3年2月24日付であったが、同年3月17日に実施機関が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第17条（適正な取得）に違反し、審査請求人の要配慮情報を指定自立支援医療機関から聞き出し、その際に肝心な事項を聞き漏らし、それが原因で不認定処分を行ったことが明らかになっている。
- (4) 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料に瑕疵はないが、それでもかたくなに訂正を拒むのは、実施機関が、不認定処分の正当性を主張しようとする意図したものであり、詭弁であり悪質である。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 精神通院医療の支給認定に係る事務について

障害者総合支援法では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある者に対し、自立支援医療受給者証を交付し、医療費の一部を公費で支給することとしている。

横浜市では、支給認定の申請の受付を各区福祉保健センター高齢・障害支援課及び健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センターで行い、支給認定の適否の判定に係る事務を健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）で行っている。

こころの健康相談センターでは、嘱託医師委嘱要綱（平成28年8月22日健こ第476号）により嘱託医師を委嘱しており、こころの健康相談センターのセンター長は、複数の嘱託医師の意見を踏まえて支給認定の適否を判断する。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が令和3年3月3日付で行った精神通院医療の支給認定申請に対する不認定の決定に係る起案文書のうち、審査請求人が提出した「自

立支援医療診断書（精神通院医療用）」（以下「診断書」という。）である。診断書は、医療機関が令和３年２月24日に発行したもので、「① 病名」、「② 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」、「③ 現在の病名、状態像等」、「④ ③の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見（検査名、検査結果、検査時期等）等」、「⑤ 現在の治療内容」、「⑥ 今後の治療方針」、「⑦ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」、「⑧ 備考」等の欄で構成され、医療機関の名称、所在地、電話番号、医師の氏名等が記録されている。

(4) 本件訂正請求について

審査請求人は、本件訂正請求で「⑤ 現在の治療内容」欄の「なし」との記録を「てんかん指導」に訂正することを求めている。審査請求人は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料として、令和３年２月５日に医療機関を受診した際に発行された診療明細書及び請求書兼領収書（以下「明細書等」という。）を提出している。

(5) 本件処分の妥当性について

ア 保有個人情報の訂正請求権について、旧条例第34条第１項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正・・・を請求することができる。」と規定している。また、旧条例第36条では、「実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ ここでいう「事実」とは、何人でも客観的に判断できる事項をいい、評価判断に係る事項は含まれない。

また、事実と誤りがあることについては資料によって明らかにすることが求められているが、誤りの有無の判断に当たっては、当該情報がどういう事実を表すものであるかに留意する必要がある。

ウ 実施機関の説明によると、本件保有個人情報は、精神通院医療の支給認定の申請のために、審査請求人の依頼に基づき令和３年２月24日に医療機関が作成したもののことである。本件保有個人情報の提出を受けた実施機関は、同年３月17日に当該医療機関に架電し、現時点で投薬の必要がない旨や精神療法等を行っていない旨を確認したとのことであり、これを踏まえ、診断書に「今後発作がおきた場合は投

薬を再開する」と補記をしていることが認められる。

エ 以上のことを踏まえ、本件訂正請求について検討する。

本件保有個人情報に医師の診断結果を示す診断書なので、その内容を事実でないと判断するのは、誤記であることが明らかな場合等に限定されと考えられるが、上記ウの実施機関による当該医療機関への確認を踏まえると、当審査会としては、診断書の内容に誤りがあり旧条例第36条の規定に基づく訂正を要するとは認められない。

審査請求人が提出した令和3年2月5日付の明細書等に「医学管理等」の区分として「てんかん指導料」との記載があることも、この判断を左右するものではない。

(6) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 10 月 6 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 11 月 12 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 11 月 15 日 （第275回第三部会） 令和 3 年 11 月 24 日 （第409回第二部会） 令和 3 年 11 月 30 日 （第355回第一部会）	・ 諮問の報告
令和 5 年 6 月 22 日 （第374回第一部会）	・ 審議
令和 5 年 7 月 27 日 （第375回第一部会）	・ 審議
令和 5 年 8 月 22 日 （第376回第一部会）	・ 審議